

令和4年7月

富士市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年7月8日(金) 午前9時30分から 10時32分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	1番	望月 稔
委員	2番	望月 英俊
	3番	田村 英俊
	4番	高井 修一
	5番	谷津倉 寛
	6番	笹古 時男
	7番	渡邊 武敏
	8番	近藤 敏男
	9番	鈴木 一孝
	10番	新舟 進
	11番	長尾 忠
	12番	佐野 隆洋
	13番	佐藤 正職
	14番	渡邊 哲史
	15番	太田 篤子
	16番	安藤 公男
	18番	後藤 環
	19番	荻田 丈仁

4 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	古谷 隆明
統括主幹	深澤 公保
主 幹	野村 昌寛
主 査	武内 清高
主 査	太田 久

会 長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め11番 長尾忠 君、12番 佐野隆洋 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名いたします。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の武内主査を指名いたします。

それでは次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第23号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第37号 取消願いの報告についてまでの、計8件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第23号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

最初に、鷹岡地区25番、26番は関連がありますので一括審議します。

事務局から説明願います。

事務局 (議案5ページ 鷹岡地区25番、26番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 25番は、譲渡人が昨年4月に取得した農地を、譲受人に譲渡するという案件です。ただし譲受人は、26番の譲渡人にあたります。

26番は、25番の譲渡人の息子が譲受人となり、自身の農地と、25番の譲受人である26番の譲渡人の農地を交換で取得したいという案件です。

26番の申請地は、天間小学校の南に約200メートル程、25番はもう少し離れて300メートル程のところに位置しています。

25番、26番の申請地に隣接してそれぞれの当事者が別に農地を所有していますが、作業効率の面から土地まとめるためにR5-2月議事録交換というかたちで処理をしたいということです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たしており、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

会長 鷹岡地区25番、26番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区25番、26番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に田子浦地区27番、28番は関連がありますので一括審議します。  
事務局から説明願います。

事務局 (議案5ページ 田子浦地区27番、28番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 27番と28番の申請は、東西に隣接するそれぞれの農地を交換したいという案件です。  
申請地は、東西に隣接しており、27番の申請者が所有する西側と東側の農地が28番の申請者の農地を東西から挟み込んでいます。  
27番の申請者は、申請地となっている西側の農地に行くために、28番の申請者の所有者が所有する北側の土地(駐車場)を通らなければならない、一方、28番の申請者は、申請地となっている東西から挟まれた中央の農地に行くために、27番の西側の農地を通らなければならないということです。  
現状では、それぞれ思うように農作業をすることができませんが、西側の27番の農地と中央の農地を交換することにより、27番の申請者は、自分が所有する(東側の)農地かまたは、南側の自宅の敷地から中央の農地へ行くことができます。また、28番の申請者は、自分の所有する北側の土地(駐車場)から西側の農地へ行くことができるようになるということです。  
長い間の話し合いの末、ようやく話がまとまり、今回の申請に至ったということです。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第3号の規定により、隣接する農地の所有者が一体として利用するための権利取得に該当するため、例外として認められるものと考えます。

会長 田子浦地区27番、28番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
田子浦地区27番、28番についてご異議ございませんか

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、富士川地区29番について事務局から説明願います。

事務局 (議案6ページ 富士川地区29番 朗読)

会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、富士川地域福祉センターの西250メートル程のところに位置しています。 譲渡人は、サラリーマンであるために農地の管理ができないことから、譲渡することを希望しております。 譲受人は、園芸会社の取締役社長をしながら、ミカンやキウイの栽培もおこなっており、農業経営の規模を拡大するために農地を所有したいということです。 申請地の現況は、植木が植栽されていますが、周辺はミカンの園地がほとんどで、農作物の栽培には適していると思われれます。 譲受人は、まだ40代の前半で、農業への意欲をたいへんもっております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たしており、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。
会 長	富士川地区29番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区29番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。  次に、富士川地区30番について事務局から説明願います。
事務局	(議案6ページ 富士川地区30番 朗読)
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、小池川の小池橋を渡り、上流に向かって250メートル程上ったところにあります。 母親が高齢のため管理が困難になった農地を息子に贈与して引き継ぎたいという案件です。 贈与を受ける息子はサラリーマンですが、農作業が忙しいときには親戚に手伝ってもらったり、キウイ部会に所属していることから、部会の仲間にキウイの剪定をお願いしたりしながら、非常に熱心に農地を管理しております。 現状は、息子が農地の実質的な管理をしていることから、贈与されても問題はないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たしており、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 富士川地区30番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。  
富士川地区30番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。  
次に、議案7ページの議第24号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。  
大淵地区5番について事務局から説明願います。

事務局 (議案7ページ 大淵地区5番 朗読)

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、富士宮由比線と工業団地への接続道路の交差点付近で、申請者が経営する会社の従業員駐車場が不足しているため、駐車場20台分を増設したいという案件です。  
申請者が経営する会社の加工施設は、申請地の東300メートルほどのところにあり、申請地と加工施設と少し離れていますが、ほかに駐車場としての適切な土地が見あたらないことから、ここを駐車場として整備したいということです。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。  
また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 大淵地区5番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。

大淵地区5番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、議案8ページの議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

鷹岡地区19番について事務局から説明願います。

事務局

(議案8ページ 鷹岡地区19番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は西富士道路の料金所の跡地から北へ100メートルほど向かった右手にあります。

譲渡人は、不動産会社です。

譲受人は建設会社で、公共工事を行うための資材置場を探していたところ、譲渡人から当該地を貸してもらえることになったということです。

使用期限は、来年の4月30日までということですが、工事の都合で延びる可能性もあるということです。

資材置場ということですが、荒らすことのないよう、しっかりと管理してもらいたいと願いました。

ご審議のほどよろしく願います。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、生産性の低い土地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

鷹岡地区19番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。

鷹岡地区19番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、鷹岡地区20番、21番、22番について事務局から説明願います。

事務局

(議案8ページ 鷹岡地区20番、21番、22番 朗読)

会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>譲渡人3名が関連しておりますので、3件をまとめて現地調査をしてきました。  申請地は、新しくできた吉原の林間学校から南へ向かい、第二東名高速道路の北側の側道を東へ向かって真っすぐのところの左手にあります。  現地は茶畑になっており、申請地は3名それぞれ所有しています。  旅客業を営んでいる譲受人が当該地を買い取り、タクシーとバスの駐車場にしたいということです。  現在、譲受人は、富士、富士宮、沼津に分散して駐車場を所有していますが、これを一箇所にまとめるために、富士インターチェンジの近くの土地を探す中で、申請地を見つけたということです。会社としてさらに車両を増やしていくという計画もあることから、当該地が適地であるということになり申請にいたったということです。  現場の勾配は、西側に傾いていることから、申請地の西側の第二東名高速道路に沿ったところに調整池を造るということでした。  また、駐車場には碎石を入れて雨水を浸透させるという計画で造成するということでした。  ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	<p>本案件は、生産性の低い土地であり、第2種の農地と考えます。  また、土地利用の許可の目途もあり、転用基準に照らして、許可要件を満たすと考えます。</p>
会 長	鷹岡地区20番、21番、22番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	<p>質疑ございませんので、採決に移ります。  鷹岡地区20番、21番、22番についてご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
	次に、富士地区23番について事務局から説明願います。
事務局	(議案9ページ 富士地区23番 朗読)
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>申請地は、富士高等学校の東側の鷹岡富士停車場線を潤井川に向かって北に進み、川を渡る手前を東に右折したところにあります。  接道がないので不審に思ったところ、先ほどの道路と申請地に挟まれた土地は、訪問看護を営む譲受人がすでに所有している土地であるとのことでした。</p>

また、申請地に南側に隣接して宅地があり、譲渡人の住宅が建っていますが、南側にある工場の騒音が朝晩うるさいため、これを機会に宅地を引き払い、譲受人に売り払うということです。

譲受人は、すでに所有している接道のある所有地と新たに買受ける申請地と宅地を併せて、グループホームを整備していきたいということです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、農用地でしたが除外され、現在は生産性の低い土地であることから、第2種の農地と考えます。

また、開発許可の申請も並行して行われており、許可の目途がありますので、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 富士地区23番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。  
富士地区23番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、伝法地区24番について事務局から説明願います。

事務局 (議案9ページ 伝法地区24番 朗読)

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、西富士道路の広見インターチェンジから西へ向かい、岳陽中東の交差点を南に向かって、300メートルほどのところに位置しています。

東名高速道路富士インターチェンジ、西富士道路自動車からの第二東名高速道路への乗り入れなど交通の便で好条件の場所に位置しています。

譲渡人は70代半ばの年齢で、団体職員を定年後、20年近く農業に従事しています。

父親から相続した農地を、稲作中心にキャベツやタマネギなどの野菜の栽培するなど、農業に意欲的に営む農業経営者です。

譲受人は、埼玉県の会社で、業務内容は、工業用のドラム缶の洗浄、買取、回収、輸送販売などを中心とする事業を営んでいます。

譲受人の申請の理由は、会社の規模拡大するために、交通に利便性の良好な申請地と申請地に隣接する雑種地とを一体化して工場の建設を計画したいということです。

今回の申請にともない開発許可申請も並行して行っています。

農地の現状は、長年にわたり放置されており、雑草や雑木の茂る原野の非耕作農地です。

周辺の状況は、隣接地には大型トラックの輸送営業所や倉庫、物流の大型倉庫などが点在しており、宅地化が進んでいる地域です。



事業内容も問題ないかと思われますので、当案件の審議のほどよろしくお願  
いたします。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、住宅化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考  
えます。また、開発許可申請も並行して行っているということなので、転用基  
準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 伝法地区24番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。  
伝法地区24番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区25番について事務局から説明願います。

事務局 (議案9ページ 大淵地区25番 朗読)

会 長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 中野の交差点から北へ1Kmほど行ったところに代通寺という寺院があり  
ます。申請地は、その寺院の南西にあり、近隣の西方向にふじやま学園、南  
方向に富士見学園があります。  
申請地の現況は、不耕作地で農地としての利用はありません。  
譲受人、譲渡人の申請の理由は、寺院のすぐ前に駐車場があり、以前は  
地域のどんど焼きなどの年中行事に利用することができたのですが、その  
駐車場にトイレを設置し、併せてアスファルト舗装したことから、地域  
での利用ができなくなったため、寺院がその代替として、申請地を譲  
受け、寺院と地域が利活用できる場として、砂利びきの駐車場を整備  
したいということです。  
審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、生産性の低い土地であることから、第2種の農地と考  
えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考  
えます。

会 長 大淵地区25番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。  
大淵地区25番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区26番について事務局から説明願います。

事務局

(議案9ページ 大淵地区26番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、中野の交差点から北方向へ1Kmほど行ったところにあるセブンイレブンの交差点を東方向に300メートルほどのところにあります。

申請地の南側は、おおよそ1反歩ほど畑になっています。

譲渡人の長女にあたる譲受人が分家住宅を建てたいということで、今回の申請となりました。

申請地の南側は畑ですが、近隣は、住宅地となっておりますので、問題ないかと思われま

す。審議のほどよろしく願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、住宅化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考

えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考

会長

大淵地区26番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。  
大淵地区26番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区27番について事務局から説明願います。

事務局	(議案10ページ 大淵地区27番 朗読)
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、特別支援学校の南にある交差点のファミリーマートの南側の対面にあります。 譲受人の会社が申請地に隣接する土地を作業場の用地として取得することになったことから、申請地を従業員が利用する駐車場の用地として譲り受けたいということです。 申請地の現況は、茶畑です。 審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、住宅化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区27番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、採決に移ります。 大淵地区27番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。 次に、大淵地区28番について事務局から説明願います。
事務局	(議案10ページ 大淵地区28番 朗読)
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、JA富士北支店を北東方向に向かった交差点を左折したところにあります。 譲渡人は、建設業を営んでおり、現在は農業をしておりません。 今回、下水道工事に伴ない、工事期間中、近隣住民の駐車場が使用できなくなるため、その代替として、譲受人である請負業者が申請地を仮設の駐車場として1年間使用したいということです。 申請地は農地ですが、問題ないかと思われます。 審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、農用地区域内の農地です。 通常であれば青地の農地転用は原則不許可なのですが、本案件は、3年以内で農地の復旧を行う一時的な転用であり、これについては転用の基準の例外とし

て認められるものであります。  
したがって、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

大淵地区28番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。  
大淵地区28番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。  
以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案11ページの議第26号 非農地証明申請書の審議について審議をお願いします。

富士川地区3番について事務局から説明願います。

事務局

(議案11ページ 富士川地区3番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は中之郷の四十九で、富士川地域福祉センターから西方向に600メートルほどのところで、住宅地から少し離れたところにあります。

申請地の地目は田ですが、昭和8年頃から住宅地として、現在まで使用されています。

申請人は、80歳を過ぎており、子どもがないことから、ゆくゆくは近くに住む姪に相続するために申請にいったということです。

建物は、戦後、裏側に台所を増設しているようですが、以前から住宅となっていることは確認できていますので、戦前から現況どおりということで問題ないかと思えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

富士川地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。  
富士川地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区4番について事務局から説明願います。

事務局 (議案11ページ 吉永地区4番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 現地は、富士岡地区で、東名高速道路から北東方面に600メートルほど上った高台に位置しています。  
主要農道から左方向に分かれて入っていくのですが、その道路は、現在は通れません。  
過去には軽四輪がやっと通れるかくらいの道が途中までつながっていて、そこから申請地までは人がやっとで通れるほどの道しかありませんでした。  
昔、一輪車や茶箱に資材をいれて畑に運んでいる様子を見たことを記憶していますが、現在は、申請地への入り口もなく、行けるような状況ではありません。  
申請者も、そこに自分の土地があることを知らなかったということで、近隣の人から聞いて、始めてわかったということです。  
現況は、笹が生い茂っており、非農地としても仕方ないという状況です。  
以上です。

会長 吉永地区4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。  
吉永地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。  
以上で非農地申請書の審議について終わります。

次に、議案12ページの議第27号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明について審議をお願いします。  
鷹岡地区2番について事務局から説明願います。

事務局 (議案12ページ 鷹岡地区2番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、鷹岡中学校の南側、厚原中通りという道路を東方向に1Kmほど行き、厚原二丁目の交差点を左折して50メートルくらいのところの左側で、現地は茶畑で一部野菜などが栽培されていました。  
審議のほどよろしく願いいたします。

会長 鷹岡地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、採決に移ります。  
鷹岡地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。  
以上で租税特別措置法第70条の6第1項 適格者証明についてを終わります。

次に、議案13ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

(議案13ページから15ページ 報第35から報第37 朗読)

会 長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(議案4ページ 専決報告 朗読)

会 長

以上で、議事(1)農地法に係る申請の審議及び報告を終わりとします。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和4年7月8日

農業委員会会長

同委員

同委員

---

---

---